

## 静岡地方裁判所委員会（第42回）議事概要

### 第1 日時

令和元年7月23日（火）午後1時30分から午後3時30分

### 第2 場所

静岡地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）

荒田和寿，市川克次，伊東顕，伊藤みさ子，小長谷保，鈴木貴子，竹之内満，丹沢哲郎，鳥羽山直樹，三角比呂（五十音順，敬称略）

（ゲストスピーカー）

静岡簡易裁判所 簡裁判事 植垣勝裕

（事務局）

静岡地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課広報係長，静岡簡易裁判所庶務課長

### 第4 議題

「民事調停制度の積極的な活用を促すための方策」について

### 第5 議事

#### 1 委員の異動

庶務から委員の異動について報告された。

#### 2 新任委員からの自己紹介

#### 3 前回テーマの「裁判員広報」の実施状況報告

庶務から前回委員会後の裁判員広報の実施状況の報告がされた。

#### 4 議題についての説明及び意見交換

##### (1) ゲストスピーカーからの説明

静岡簡易裁判所植垣簡裁判事から民事調停制度についての説明が，庶務からテーマの趣旨説明がそれぞれされた。

##### (2) 質疑応答及び意見交換

（○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者）

○ 例えば交通事故を起こした場合だと，通常は当事者同士でやり取りはせず，

当事者がそれぞれ加入している保険会社が間に入って、専門的な配分や補償を決めて解決してしまうと思われるが、民事調停はどういった場合に、当事者同士が出てきて調停で解決するのか。

△ 簡易裁判所の調停では、被害者側からの申立てもあるが、加害者側からの調停の申立てが割合としては多く、当事者双方に代理人として弁護士がつき、裁判所が間に入って話をすれば解決することが多い。

○ 代理人に弁護士がつくということは、当事者同士が出ていないところで調停が終わっていることがかなりあるということか。

△ 当事者が出てこないで調停が終了することは多い。基本的には保険会社が対応するので、当事者が出てこなくても事件が終わっていくことは多い。

○ 調停の利用者が少ないというのは、裁判所としては、もっと調停の数を増やしたい、事件数が足りないということか。

● 紛争がないのに紛争を作ろうという趣旨ではなく、紛争があつて様々な問題があるとすれば、なぜ調停が利用されないのか、どうして調停ではなく訴訟を提起するのか。調停は、裁判官だけでなく一般の有識者の方が加わって、社会の常識等、様々な意見をいただけるという制度で非常に歴史も長いものであるが、この制度の特徴を生かしてもらえないのはどうしてなのかという視点から御意見をいただきたい。

○ 簡易裁判所の調停委員をやっていて、交通調停が多いと感じている。特に、弁護士特約ができてから一気に増えたという認識だった。訴訟事件は増えたと思われるが、調停事件は実際には増えたのか、増えていないのか。

△ 弁護士特約ができてから交通事故関係では、ほとんど弁護士がつき、交通事故訴訟は増えている。調停でも申立ては非常に多く、主要な事件のひとつになっている。

○ 調停事件でも交通事故に関する調停が増えていると感じるが、相対的には増えていないのか。

△ 調停事件でも交通事故の割合は増えているが、全体の数としてはそこまで増えていない。

○ 一般民事調停事件が昔に比べると少なくなったのか。

△ そうかもしれない。

- 法律相談で弁護士を頼むまでもないけれども、何とか話し合いをして解決したいというような内容の相談がある。そのような相談があった場合には、白黒はっきりするわけではないが、話し合いでしかも第三者の3名の方々が入って調整する調停という制度があり、申立ても簡便であるとよく勧めている。
- 調停手続を勧めた時の相談者の反応はどういったものか。
- 統計を取ったわけではないが、裁判所という言葉を知りただけで、「えっ」という反応をする方がかなりいる。その場合には、窓口に行けば、裁判所の書記官が手続等については丁寧に教えてくれますよという説明をすると、裁判所に行ってみようかなと若干心が動かされるように見える。でも「やっぱり裁判所は」というように感じる人が多いようだ。
- 今の時代パソコンで調べると、交通事故に限らず様々な問題に対して、何となく答えがでてきて、裁判所で裁判をやらなくてもいいという意識が当事者にあって、調停事件が減っているのではないか。
- 調停という言葉を知ると面倒くさいなという印象をうけるので、弁護士に委任した方がいいと思うのが一般的ではないか。裁判所では、調停に関する広報はどのように行っているのか。
- 調停についてホームページに掲載しているとか、来庁したら手続説明をして、手続をお知らせするといった一般的なことは行っている。裁判員制度の広報活動のように調停制度について講義をするというようなことはあまりしていない。先ほど調停について説明があったようなことを一般の方に、例えば新聞記事に連載してもらったり、裁判員制度の広報活動のように調停制度について講義をする等の努力をすれば、少しは調停手続を利用してみようという一般の方々が思うものなのか。その点も含めて、よく分からないところではある。
- 調停の種類を見ても結構紛争という言葉が出てきて、その言葉からは「すぐ争う。」という印象を受けた。仮に身近な問題が起こった時に、我慢したり、泣き寝入りではないがここで手を打ちましょうというように、裁判所で意見を述べるということに壁を感じてしまう。
- 調停をどういう場合に使えるのか素人にはなかなかイメージができないと思われる。例えば、裏の家の犬がうるさいという困りごとがあって訴訟には

ならない場合に、調停に持ち込んでもいいものなのか。調停を行うラインというものが分からない。

△ 紛争といえないわけではないが、困ったことがあったり、悩み事のようなものでも、調停として申立てがなされたらきちんと受付をして、当事者の話を聞いて手続を進めている。

○ 普通の人調停と聞いて思い浮かべるのは離婚調停で、極力関わり合いになりたくないということがあると思う。また、リーズナブルな手段であることは全く知られていない。裁判官の判断で民事調停に回していると思っていたが、実際はそのようにはなっていないという点で、裁判所側が積極的に調停を活用しているのか疑問である。

● 昔、民事事件を担当していた時は、特に建築関係とか医療紛争とか専門的な知識が必要な事件は調停に付して、専門的知識を前提として解決ができていたと思う。統計では、平成元年頃は訴訟事件の約半分くらいが調停事件となっていたが、現在は1割くらいしかない。なぜこんなに開きが出ているのかと考えると、訴訟で勝ちたいという気持ちの方が国民の中では強く、自分の言い分を認めさせたいという意識が強くなってきているためではないかという印象を持っている。昔は、訴訟の途中でも、裁判官が話合いで解決するのはどうかと言うと、かなり話合いに応じていただけることが多かったが、社会全体の雰囲気として、自分の意見を通したいという方が多くなってきているように感じられる。そうだとすると話合いで解決するというのはフィーリングが合わないということになるように思われる。刑事事件でも自分の言い分を認めてもらいたいという被告人、反省するよりも言いたいことだけ言わせてくれという被告人が増えている。それが社会の風潮であれば、なかなか話合いによる解決を売りにするのは難しいと思う。それよりも専門的な知見を交えて筋の通った解決ができる制度であるというところを売りにしないと調停の利用者がなかなか増えないのではないか。

△ ADR 5年後委員会では広報も検討しており、検討結果は、政府が広報活動をするようにという要望が非常に強く、取りまとめもそのような方向となっている。

● 調停という言葉の意味や、紛争という言葉の意味、裁判所で当たり前のよ

うに使っている言葉について、言葉のイメージとしてどのようにとらえられているのかという重要な御指摘をいただいた。広報するときにも、もう少し国民の皆様に分かりやすく話をしていくべきであると思われる。また、裁判所というのが遠い存在でハードルが高くなっているというところも反省点である。ただ、そもそも話合いの手続きを嫌われるという話になると、いくら宣伝しても調停を利用していただけないということになってしまう。調停制度を利用していただける方策について御意見があればうかがいたい。

○ 行政が行う相手方にとって不利益な処分については、処分時に何か月以内に不服申立てができるとか裁判所に訴えることができる等、必ず教示をするルールとなっている。教示を行うとやってみようかなと思う人がいるようなので、法律相談を行う時に調停制度がありますよとお知らせをするような機会があれば、利用してみようかなということにつながるのではないか。宅地建物調停は直接地裁にはできず、調停が前提となっていると思うが、これについては件数は増えているのか。

△ 静岡では事件としては多くない。この1年に限っては、四、五件くらいである。

○ 区の地域総務課というところに市民相談コーナーがあって、民事調停を紹介することがよくあるため、紹介しているにもかかわらず調停事件が減少傾向というのには驚いた。福祉事務所でも、同じように調停の制度を紹介している。それだけ紹介していても調停事件が増えていないというのは、調停ということで紛争に巻き込まれたくないというような思いがあるのではないか。これから調停を紹介した時の市民の反応がどうか等を改めて、今までも含め、しばらく時間をいただいて実際に調べてみることにする。

○ 個人的には、自分が問題を抱えた時に果たして調停の制度を利用するかというと、調停制度自体を知らなければ利用しないので、調停制度を知らないということが決定的に大きいと感じる。

## 5 次回テーマ

「裁判所における来庁者に対する防災対策」について

## 6 次回期日

追って調整（令和元年11月を予定）